昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成17年8月15日発行第344号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

大瀬橋（茂木町）

2005. 8
No.344

－　目　次　－

□「強い行政書士を目指し」・・・・・・・・・・・・・・2
□全国広報担当者会議が開催されました・他・・・・3
□電子政府・電子自治体戦略会議の受講して・・・・4
□書士会日誌・他・・・・・・・・・・・・・・・・5～9
□職務上請求書の不正使用と
　　知事による業務禁止処分について・・・・10
□国土利用計画法に基づく
　　事後届出制の周知について・・・・・・・11
□会社法の公布について・・・・・・・・・・・・・12
□有限責任事業組合契約に関する
　　法律について・・・・13～14
□研修会開催のお知らせ・・・・・・・・・・・・・15
□平成17年度行政書士試験要項（抜粋）・・・・16
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・17
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・19
□政連だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
□交差点・他・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
□アドちゃんの談話室・・・・・・・・・・・・・・22
□熊さん八っつぁんのパソコン談義・・・・・・・23
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・24
□会員の動き・お知らせ・・・・・・・・・・・・・26

栃木県行政書士会

「強 い 行 政 書 士 を 目 指 し」

栃木県行政書士会 副会長　　前　澤　眞　一

平成１７年５月２０日定期総会において、副会長を拝命いたしました。これまでの諸先輩方の御芳跡を踏襲し、就任あいさつの中で述べた「強い行政書士を目指し」をモットーに会務に専念して参る所存でございます。

私が行政書士を開業してから早や２５年の歳月が流れました。当時私達が作成する書類は全てが手書きでありましたし、また官公署等にもいわゆる「情報公開」の概念が無かったため、申請書一つ手に入れるのも非常に苦労しました。

その後、ワープロや、関数計算機等の発達、更にはスタンドアローン型のパソコン等を経て、今ではオンラインＰＣが主流になってきております。そして私達はインターネット等を駆使することにより、様々な情報を容易に得ることが出来るようになりました。それと同時に一部の事実証明に関する手続きについては、申請者本人が安易に手続きを行うことが可能になったのです。

このような状況を踏まえて、私達が行政書士として業務を遂行していくには、より専門性の高い分野への移行が必要ではないかと考えております。

つまり、私達行政書士は「行政手続きのプロフェッショナル」として、自分自身認識を高め、幅広い知識の向上と経験の蓄積により、「得意分野の確立」が最も大切な事ではないかと考えております。

そのためには、会としても、「司法研修」「知的財産権研修」「法定業務研修」「基礎研修」「産業廃棄物研修」「法律改正等研修」等広範にわたる研修会を開催する予定で、得意分野の確立を支援できるような研修会が出来ればと考えております。

他の資格において、登記に関しては司法書士、税金に関しては税理士、訴訟に関しては弁護士というような特色を有している中、諸先輩方の弛まぬ努力のお陰で、近年、「行政手続きは行政書士へ」とスペシャリストへの道が定着しつつあります。諸先輩方の努力に報いるためにも各個人のスキルを向上し、更に行政書士の知名度を上げていければと思います。

また、この様な技術的な面もさることながら、依頼者に接する際の心構えも重要なファクターではないかと思われます。私達に相談にいらっしゃる人達は、大小様々な悩みを持っていらっしゃいます。中にはその悩みをどこに相談してよいのか分からず悩み苦しんでいる方も多数いらっしゃることでしょう。私達は先に述べた“スペシャリスト”に加え、“身近な街の法律家”として、更に地域に貢献できるよう邁進して行かなければなりません。「行政書士に相談すれば安心」といわれる様、皆様に安心して、そして気軽に相談できる存在になれるよう尽くしていきたいと思います。

全国広報担当者会議が開催されました

全国広報担当者会議が、平成１７年７月８日（金）１２時から、日本行政書士連合会会館地下室で開催された。秋の行政書士制度強調月間を見据えて、各単位会の広報活動の状況報告（アンケート事前提出）や情報交換があった。また、広報セミナーとして、㈱電通パブリックリレーションズの北嶋良亮氏から講話があった。テーマは「広報活動における危機管理の重要性」。

初見参でもあり、控え目に（？）神妙に全国各地の皆さんの意見発表を拝聴していたところ、突然「アンケート項目中、栃木会の“コンサート開催”とはどんなことをしたのか教えて欲しい」という声があった。そこで図らずも昨秋の「地球のステージ」の取り組みを発表することとなった。京都会の広報部長からは「ポスターがあれば参考にしたいのでいただきたい」と声をかけていただいた。

また、「広報活動における危機管理の重要性」と題する広報セミナーでは、ハインリッヒの法則にも言及されながら、危機に直面した時の対応のあり方について説明があった。①批判を封じ込めるのではなく、批判されなくてもいいことを批判されないようにすることが肝要であること。②「メディアリテラシー」という、メディアの内容を読み取る能力・検証する力が欠如している現状においては、「二正面同時対応」他、いくつかの広報対応のポイントがあること。③「タイシタコトハナイ」「ナントカナルサ」「ヨクアルコト」は、それぞれ、「エライコトニナル」「ナントモナラナイ」「アッテハナラナイ」ということであること。等、封じ込めたりもみ消したりすることは、けっして解決にはならず、また「会社のモノサシ」ではなく「社会のモノサシ」で見つめることが大切である、と話された。記者会見室は〝より広い場所で〟という具体的な指摘もあった。

各企業や団体のトップが、横一列に並んで頭を下げる光景が日常茶飯事となるほど、不祥事続きの昨今、事例には事欠かないセミナーだった。自己保身による隠蔽や組織防衛などは、危機局面に至る要因である、とも言い切られた。

つまるところ危機管理とは、日常のコミュニケーション力と、事実を直視する力を高める、ということなのかもしれない。セミナー後、改めて思い浮かんだ言葉は次の二つである。

人は自分に都合の悪い情報は遮断する（『バカの壁』養老猛著）

他者を批判する時、人は簡単に、自分を善玉の側に置く（『知的複眼思考法』苅谷剛彦著）

おそらく危機管理とは、そんな自分へのチャレンジなのである。

（広報部　新井紀代）

国際業務（やってみよう申請取次関係法令入門編）研修を開催

平成１７年７月９日（土）午前１０時から、栃木県行政書士会館２階会議室において研修会を開催しました。

国際業務（やってみよう申請取次関係法令入門編）について行政書士・税理士渡辺良樹氏を講師に行われました。

研修内容（タイトル）は以下の通りです。

Ⅰ　日本人と外国人の婚姻及び在留に係わる諸法令
Ⅱ　法例（国際私法、抵触法、conflict of laws）
Ⅲ　民法
Ⅳ　外国国際私法及び外国婚姻法
Ⅴ　戸籍法
Ⅵ　出入国管理及び難民認定法
Ⅶ　外国人登録法

なお今年度はＤＶＤ等を使った法定業務研修を含め数多くの研修会を企画しています。
会員の皆様の多数のご参加をお待ちしています。

（業務研修部　江藤　正巳）

電子政府・電子自治体戦略会議を受講して

７月２８・２９日に電子政府・電子自治体戦略会議が開催されました。２日間に亘り４つの会場で同時進行の形で各省庁、自治体、協賛会社等がそれぞれの立場から現状報告や今後の取組・技術開発の最新動向を話されていました。その中から事前に希望を出し、次のセミナーを受講してきました。

（１）行政ＣＩＯの育成
　　住民基本台帳ネットワークシステムの現状とこれから
（２）元気・安心・感動・便利を支えるＩＣＴの姿
（３）「無償配布　ＰＤＦ　Ｖｉｅｗｅｒ」がｅ－Ｊａｐａｎに与えるインパクト
（４）ＳＯＡが実現する次世代電子政府・電子自治体システム
（５）公開会議「電子政府の利用促進に向けて」
　　～関東電子電子政府推進員協議会～

自治体の電子化進捗度を見ると電子申請・届出の実施割合が３割となっています。昨年より大きな変化は無く、全国ランキングにおいては、宇都宮市１４１位、大田原市１８３位です。栃木の自治体に関してはまだまだこれからですね。

電子政府の推進状況は進んでいますが、利用率が上がっていません。電子政府の利用促進に向けては、取り扱いが難しくない事、利用者からメリットが見えること、この２つは使ってもらえる電子申請の最低条件と思いました。

企業の技術開発は目を見張るものがあります。展示コーナーで紹介されていましたが、興味のあるものばかりでした。

（ＩＴ戦略特別委員会　白澤　茂）

電子政府・電子自治体戦略会議を見学して

平成１７年７月２９日ホテルニューオータニ（東京都千代田区）において、日本経済新聞社主催の電子政府･電子自治体戦略会議を見学してきました。e-Japan 戦略の区切りとなる２００５年の戦略会議とのことで、先進事例･現状の問題点･今後の課題の講義･ディスカッションが中心でした。

先進事例（例：岡山県）をみると、電子申請については３６０件を超えて実施（岡山県下の市町村も３００件以上）されており、他の自治体に比較して際立った存在でした。光ケーブル通信網を県が独自で建設し、無償で CATV 会社や DSL 会社に提供しているなど積極的な設備投資や出来る限りの申請･届出を電子化するとの意気込みが現在の先進モデルとなった要因と思われます。しかし、この電子自治体先進県の岡山県でさえ、まだ１件も代理申請をできるものがありません。各自治体が電子申請を構築してゆこうとする中で、代理申請も並行して導入しようという考えは非常に薄い状態だといえます。

電子申請を構築するにあたり、現状の問題点として各講義の中で次の点を上げていました。

- 個人情報の保護とセキュリティ対策
- 地元 IT 企業の人材不足
- 基本技術の変化
- 従来からのメインフレーム処理から分散パッケージ処理への移行
- IT に係る費用の削減

また、電子申請が導入された場合、個人の使用は少なく企業等の利用が活発な傾向にあるとの報告がありました。

今後の課題として
・コスト削減（特に維持費用）
・利用しやすい電子申請
・自治体内の抜本的な事務の見直し
・電子申請に向いている事務と電子申請に向かない事務の見極め等々の課題を上げていました。

この他、会場内のショーケース（企業の展示コーナー）では、電子政府・電子自治体向けのハード・ソフト・新システムの提案がされていました。
どの提案がスタンダードとなり継続していくのか興味の尽きない見学でした。

（ＩＴ戦略特別委員会　田渕　徹）

書士会日誌

2005.7

日／曜日		内　　容	出　席　者	No.頁
１日	金	栃木県企画部土地利用対策課との打合せ	会長　前澤副会長　風間部長	①
５日	火	選挙管理委員会	青木委員長　小林副委員長　新井委員　白澤委員 関委員　平井委員　高野委員　奥村委員　福田委員　大貫委員	②
		業務研修部会	風間部長　石田副部長　江藤理事　松岡理事　江連理事 渡辺専門部員　市川専門部員	③
		関東地方協議会	会長	④
６日	水	業務開発部会	会長　秋田副会長　毛塚部長　手塚理事　松岡理事 井上理事　廣田理事	⑤
７日	木	警察署訪問・自動車販売店協会との連絡会	会長　宮嶋副会長	⑥
８日	金	各警察署あいさつ	会長	⑦
		全国広報担当者会議	新井部長	Ｐ３
９日	土	業務研修部研修会（国際業務）	風間部長　講師：渡辺専門部員	Ｐ３
１１日	月	広報部会	秋田副会長　新井部長　清水理事　田代理事 大石理事　金敷専門部員	⑧
１３日	水	総務部会	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下理事　斎藤理事 鈴木理事　和賀井理事	⑨
１４日	木	行政書士試験センター説明会	宮嶋副会長　岡田	⑩
１５日	金	財務経理部会	堀越副会長　柳川部長　松本副部長　根岸理事	⑪
１９日	火	栃木県人権教育啓発推進県民会議	岡井部長	⑫
２０日	水	IT 戦略特別委員会	前澤副会長　田渕委員長　関副委員長　白澤委員　金敷全委員長	⑬
		行政書士試験会場下見	宮嶋副会長　岡井部長	⑭
		日行連理事会	会長	－
２１日	木	↓　研修会準備	風間部長　石田副部長　江藤理事	⑮
２２日	金	業務研修部研修会	石田副部長　江藤理事　田代理事　講師：風間部長	⑯
		６団体共催研修会	会長　前澤副会長　風間部長	⑰
２６日	火	制度推進部会	堀越副会長　石塚部長　小室副部長　岩本理事　鈴木理事	⑱
２７日	水	栃木県情報政策課との協議	田渕委員長	⑲
２８日	木	業務研修部研修会（パソコン）	石田副部長　江藤理事　渡辺専門部員　田代理事 講師：小林会員	⑳
		電子政府・電子自治体戦略会議	白澤委員	Ｐ４
２９日	金	電子政府・電子自治体戦略会議	田渕委員長	Ｐ４

①県企画部との打合せ
ＰＭ４：００～４：５０

【内容】
　栃木県企画部土地利用対策課より、国土利用計画法に基づく事後届出制の周知についての依頼があった。
　来訪者：栃木県土地利用対策課
　　課　　長　平塚俊郎　様
　　課長補佐　高瀬一宏　様

【決定・検討事項】
・県より、国土利用計画法の届出に関するパンフレットを約８００部、当会に配布して頂く。
・当会は会報を通して、パンフレットを会員に配布し、周知をはかること。

②選挙管理委員会
ＡＭ１１：００～

【内容】
　今回の会長選挙の運営に関して、改善点、反省点がないかを検討。
　規約、規程で、改訂したほうがいいと思える点について、総務部に対して意見を上申する。
　委員長、副委員長でまとめて総務部へ上申する。

③業務研修部会
ＰＭ１：３０～ＰＭ４：４０

【内容】
　未決の一般研修・法定研修・特別研修・その他の研修の日程と役割分担を協議。
一般研修　　１４科目
法定研修　　３科目（約３０時間）
特別研修　　１科目（産廃）
その他研修
【決定・検討事項】
　各研修の日程と担当を決定した。
また、研修科目・実施内容および担当の決定に至らなかった事項については、次回の部会にて協議し、詳細を決定する事とした。

④関東地方協議会
ＰＭ２：３０～４：３０

【内容】
第４回協議会
・１１単位会長　全員出席
　その他　茨城会事務局２名　新潟・埼玉は副会長各１名の出席。
・１６年度報告、決算について
・１７年度の計画、予算について
・役員改選
【決定・検討事項】
・幹事会　群馬会（１７年度）
・研修会　１１月２１日～２２日
　　伊香保温泉
・静岡会　５５周年記念事業　１１月１５日
・埼玉会　　〃　　１１月　５日

⑤業務開発部会
ＡＭ１０：００～１２：００

【内容】
平成１７年度事業計画について
・計画に記載されている具体的項目の内容検討。
・今年度の事業計画の具体的項目策定
【決定・検討事項】
（１）今年度は成年後見制度、相続税の財産評価、外国人登録・入管業務の資料収集し、調査研究する。できれば。業務マニュアルを作成する。
・各相談機関（シルバー人材センター等）が実施する相談・研修会への相談員・講師派遣の案内文を出す。次回部会で案内文を検討する。
（２）他近県の報酬額のデータを収集し、アンケート実施方法などを検討する。
（３）県の産廃の収集運搬許可に係る診断書書類作成について県担当課と協議する。
　（金敷前副会長に同行をお願いする）
・部会開催予定日　いずれも水曜日午前１０時より、予算の都合上１回休会する場合あり。
８/１０、９/１４、１０/１２、１１/９、１/１１、２/１８

⑥各警察署訪問・自販連との協議会
ＡＭ１１：３０～ＰＭ１２：３０

【内容】
◎自販連
今年度会合
自販連　萩原、小平副会長　鈴木専務の３人
書士会　浅野、宮嶋
運協　　渡辺会長他３名の副会長
◎警察署あいさつ
　・会長交替したので、あいさつを行う。
　・宇都宮南、真岡、石橋、小山、栃木、鹿沼の警察署
【決定・検討事項】
　意見交換であるため決定事項なし

⑦各警察署あいさつ
ＡＭ８：３０～ＰＭ４：４０

【内容】
　運協と一緒に警察署にあいさつを行う。
日光、今市、黒磯、黒羽、大田原、
矢板、氏家、喜連川、馬頭、烏山、茂木

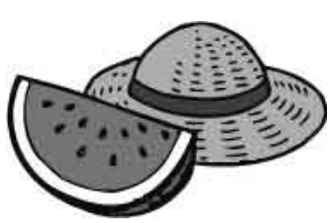

⑧広報部会
ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
１．７月号の編集、校正について
２．カレンダーについて
　　２００６年版の検討
３．ホームページについて
◎次回迄、他会のホームページなどで良い点などをメモして当会に生かす。
◎支部のページ･佐野センター･運協のページに関しての基本姿勢⇒当会ページの充実をめざす。

⑨総務部会
ＰＭ１：００～５：００

【内容】
①会則・諸規程に関する件
②登録・入会に関する件
　　（登録３件・変更１件）
③役員の傷害保険に関する件
④会員の福利厚生に関する件
⑤苦情処理に関する件
⑥駐車場の整備に関する件
⑦会員名簿従来の形にならって作る
⑧事務局員退職に関する件
【決定・検討事項】
③について
　入院・通院の補償を増額し、死亡の補償を減額した。
⑤について
　１．当会会員と某社の苦情処理の件、本人同士が話し合うよう部長が電話する。
　２．某社が行政書士の業務を行っている件については１０月の強調月間に対応する。
⑧について
　職員の退職の件、承認、後任は８月５日に試験をする。正副会長、総務部長担当

⑩行政書士試験センター説明会
ＰＭ１：３０～６：４５

【内容】
　平成１７年度行政書士試験実施に係る説明会が開催された。
（財）行政書士試験センター理事長池ノ内裕司氏の挨拶のあと各試験場責任者に委嘱状交付がある。会議日程及び配布資料の説明が行われる。
（１）行政書士試験実施に係る連絡事項
　　・平成１７年度行政書士試験基本マニュアル
（２）質問書に対する回答について
（３）質疑応答
（４）その他
会議終了後、別室で行われた情報交換会に出席した。

⑪財務経理部会
ＰＭ１：３０～４：３０

【内容】
平成１７年４月～６月分　会計精査
会費長期未納者（３名）について少額訴訟を行うことを決定。

⑫栃木県人権教育啓発推進県民会議
ＡＭ１０：３０～ＰＭ１２：００

【内容】
①平成１６年度人権教育・啓発推進県民運動実施結果の報告及び承認
②平成１７年度の同運動計画の承認
　とくに問題なく承認可決した。

⑬ＩＴ戦略特別委員会
ＰＭ３：４５～５：３０

【内容】
電子申請について
１．物品入札代理申請の件
・栃木県情報政策課と具体的取組みを推進する。
２．次展開
・手数料がかかる申請について
・図面を添付する申請について
３．７月２７日に県情報政策課を訪問

⑭行政書士試験会場下見
ＰＭ３：００～５：４０

【内容】
平成１７年土行政書士試験会場である宇都宮大学峰キャンパスに行き、大学の担当者に挨拶をする。
試験会場となる各教室の下見をする。
行政書士試験実施の説明会（平成１７年７月１４日）の内容について再確認をし、今後のスケジュールについて打合せをした。

⑮研修会準備
ＡＭ１０：３０～ＰＭ１：００

【内容】
平成１７年７月２２日開催予定のパソコン研修の準備と打合せ
・会場設営
・研修内容及び進行方法について打合せを行った。
・資料として使用するＰＤＦファイルを、参加予定人数分（約３０枚）フロッピーにインストールする作業を行った。

⑯パソコン研修会
ＰＭ１：３０～ＰＭ３：４０

【内容】
第１回パソコン研修の実施
【決定・検討事項】
１．講　　師：風間　洋
２．研修内容：Excel を使ってＰＤＦファイルに文字入力
３．研修参加者：２２名

⑰６団体共催研修会
ＰＭ９：００～ＰＭ１２：００

【内容】
６団体共催による研修会開催
研修会は「宇都宮の都市計画法改正」について、当会が幹事会となり、６団体がそれぞれ役割分担をし、護国会館で行った。
講師：宇都宮市都市計画課

課長主幹	栗田健一　様
グループリーダー主査	金田　覚　様
総括主査	鈴木　智　様
主任	江原　潔　様

⑱制度推進部会
ＰＭ１：３０～４：００

【内容】
１．強調月間における電話無料相談会について
２．制度推進及び啓蒙事業の奨励及び支部にて行う無料相談会の奨励、社会貢献事業の奨励について
３．官公署及び各種団体訪問
【決定・検討事項】
１について
１０月３日（月）無料相談会の開催
２について
・支部にて行う無料相談会の補助金の交付
（年１回のみ　３０，０００円×１０支部）
・支部にて行う制度の推進及び啓蒙事業補助金の交付
（年１回のみ１０，０００円×１０支部）
・社会貢献事業の補助金の交付
（年１回のみ２０，０００円×５支部）
３について
１０月６日（木）関係２６団体訪問

⑲栃木県情報政策課との協議
ＡＭ１０：３０～ＰＭ１２：００

【内容】
情報政策課出席　渡辺氏・岡氏
行政書士会出席　田渕
◎前回協議の件を前提として再協議
・建設業変更届
　国でシステム作成中、県としては作成しない。
・産廃収集変更届
　引き続き検討したい。
・建設業指名参加
　Ｈ１８年度導入予定、代理申請も取組みたい。
・物品入札
　Ｈ１７．９月に導入予定。本人申請のみとする予定。
◎今後、代理申請の件について協議を重ねる。指名参加の件については、できる限り代理申請を取り入れたい旨の県の意見があった。

⑳パソコン研修会
ＰＭ１：３０～ＰＭ４：００

【内容】
受講者１７名
・ＪＷ－ＣＡＤのホームページからのダウンロード
・ＪＷ－ＣＡＤの基本操作までの講習
・車庫証明の配置図を作成する操作を練習

※この記事は、各部等からの会議録に基づいて掲載しております。　**（広報部）**

栃木県にも行政書士が「診断書類」を作成提出できるようになりました！

栃木県の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正（平成１７年４月１日から適用）による、「経理的基礎の確認に係る資料」に、中小企業診断士などの専門的知識を有する者の診断書類及び当該診断書類に基づく改善策の提出が必要になりました。

この件ついて、栃木県と協議を重ねてきた結果、平成１７年７月２７日栃木県生活環境部環境局環境整備課より連絡があり、宇都宮市と同様栃木県行政書士会が開催する「産業廃棄物に関する特別研修」全４科目を受講し、その修了証を受けた行政書士が診断書類を作成し提出することが出来るようになりました。但し、**県においては、許可申請書を作成した行政書士とは別の行政書士が「診断書類」を作成する事・本会が提示している「経営診断書作成例」に準拠して作成する事、及び本会が発行した「修了証」の写しを添付する事が条件となります。**また、診断書類を提出した場合においても作成した診断書類の内容により、必ずしも許可される事を約したものではありません。

これは、宇都宮市の審査基準が改正になる際、亡小林会長時代に宇都宮市と協議し実現したものを前岸会長が引き継ぎ、栃木県の審査基準の改正の際、栃木県と協議し実現したものです。

これによって、特別研修を修了した行政書士は、「中小企業診断士など専門的知識を有する者」に該当し、栃木県内（栃木県・宇都宮市）の産業廃棄物収集運搬業許可申請時に提出が必要となる「診断書類」を作成し提出することが出来ます。

これは全国で初めての事であり、栃木県行政書士会にとっても画期的な成果であります。

（広報部　金敷　裕）

【栃木県審査基準（抜粋）】

②継続して行うに足りる経理的基礎を有すること
・直近の事業年度が債務超過となっており、営業利益、経常利益又は当期利益うち２つ以上がマイナスの場合、中小企業診断士など専門的知識を有する者の診断書類及び当該診断書、類に基づく改善策の提出を求め経営改善の可能性の有無を審査するものとしその結果経営改善が可能であると認められること
・直近の事業年度が債務超過となっている場合若しくは営業利益、経常利益又は当期利益のうちいずれかがマイナスの場合、その理由と改善策を記載した「今後５年間の収支計画」の提出を求め、経営改善の可能性の有無を審査するものとし、その結果、経営改善が可能であると認められること

日行連発第２８２号
平成１７年７月１５日

各 単 位 会 長　殿

日本行政書士会連合会
会長　宮内　一三

職務上請求書の不正使用と知事による業務禁止処分について

先般「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を不正に使用していた行政書士が、知事より平成１７年６月７日付けで業務禁止処分を受け、これにより行政書士法第７条（登録の抹消）第１項第１号及び第２条の２（欠格事由）第７号に該当し、登録が抹消されました。

これまで、行政書士が知事による業務禁止処分を受けた例はほとんどありません。国民の権利を擁護すべく隣接法律専門職たる国家資格者が、その立場を悪用して人権の侵害に及ぶ行為に至ったことは、被害者に対してはもちろんのこと、その社会的影響は大きく、遺憾の極みです。

この事実を単に当該元会員個人の問題としてではなく、業界全体として重く受け止めなければなりません。

現在、職務上請求書様式の一部変更と差し替え、ガイドライン及び記入要領の周知により、その適正使用の徹底をお願いしているところですが、今般の業務禁止処分を真摯に受け止め、再度、会員に対する認識の共有化と再発防止の指導を徹底されるよう、お願いいたします。

ところで、現行の行政書士関係法令の下においては、単位会長による廃業勧告に基づき廃業届を提出した会員は“自主廃業”扱いとなり、行政書士名簿にはその旨登録・記載はされないところから、本会及び各都道府県が不正使用に係る疑義を認知できず、知事による業務禁止処分を受けた日から２年間の欠格期間を設けた法第２条の２第７号も適用されないこととなります。

職務上請求書の不正使用は、会費滞納などの組織内における問題と違い、社会的影響が非常に大きい問題であり、疑義に関する事実確認とその対応が制度全体にとって極めて重要となります。単位会長による廃業勧告は、対外的に多大な影響を及ぼす事案には馴染まず、かえって事実に基づく適切な対処を阻害する危険性を有しています。

つきましては、今後万が一、会員による職務上請求書の不正使用に係る疑義が生じた場合には、早急な事実確認を行うとともに、単位会長こよる廃業勧告は行わず、本会に速やかにご報告くださるよう、お願いいたします。

また、調査会社から不特定多数の行政書士に対して、ダイレクトメールや電子メールなどにより、他人の戸籍謄本等の取得依頼（業務提携の勧誘）がなされるケースが報告されています。「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を使用しての取得は行政書士として職務上必要な場合に限られています。人権擁護の観点からも、これを絶対に引き受けないよう、指導を徹底してください。

以　上

※上記の文書が連合会から来ておりますので、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の使用に際しては、慎重にお取り扱い下さい。

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知について（依頼）

貴職におかれましては、日ごろより土地行政に御理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土利用法に基づく土地取引の届出につきましては、平成１０年９月から原則として事後届出制に移行し、本年で７年を経過するところですが、届出が必要な土地取引について届け出がなされていないケースが散見されるなど、適正かつ合理的な土地利用を進める上で看過できない状況にあります。

つきましては、これまでも本制度の周知に御尽力いただいているところですが、なお一層の無届取引の防止及び事後届出制の周知方お願い申し上げます。

栃木県企画部土地利用対策課
調査・審査担当　TEL028-623-2557
〒 320-8501　宇都宮市塙田 1-1-20

一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

Ｑ１　国土利用法の届出制度とは何ですか？

Ａ　国土利用法は、土地の投機的取引や地価高騰を制御するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

この届出制は、平成１０年９月に制度が変更され、原則として、事後届出制となりました。

Ｑ２　届出事項と、届出の必要な土地取引について教えて下さい。

Ａ　届出事項については、（１）契約当事者の氏名・住所等、（２）契約締結年月日、（３）土地の所在及び面積、（４）土地に関する権利の種別及び内容、（５）**土地の利用目的**、（６）**土地に関する権利の対価の額**などです。

届出の必要な土地取引については、**一定面積以上※１の大規模な土地について、土地に関する権利※２の移転または設定をする契約（土地売買等の契約※３）を締結した場合に、**届出が必要です。

※１　一定面積以上

イ．市街化区域：２，０００㎡以上、ロ．イを除く都市計画区域：５，０００㎡以上 ハ．都市計画区域以外の区域：１０，０００㎡以上

※２　土地に関する権利

・所有権、地上権または賃借権　・売買予約完結権等左記の権利の取得を目的とする権利

※３　土地売買等の契約

（対価を得て行われる土地に関する権利の移転または設定をする契約）

・売買契約、売買予約契約、権利金をともなう賃貸契約、交換契約等

Ｑ３　届出は誰が行うのですか。

また、届出はいつまでに、どこへ行えばよいのですか。

Ａ　届出者は、**土地の取得者**（買主）です。

届出は、契約（予約を含む。）を締結した日から起算して**２週間以内（契約締結日を含みます。）に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口に届け出**て下さい。

※注視区域・監視区域が指定されている地域における土地取引については、手続きが異なりますので土地の所在する都道府県･政令指定都市の国土利用計画法担当課又は最寄りの市･区役所、町村役場へおたずね下さい。

土地の取得者が２週間以内に市・区役所、町村役場へ届け出なければなりません。

Ｑ４　届出をしないとどうなりますか？

Ａ　**◎法律で罰せられます。**

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、６ヶ月以下の懲役または１００万円以下の罰金に処せられます。

届出をしないと法律で罰せられます。

「会社法」の公布について

平成１７年７月２６日付にて、「会社法」（平成十七年法律第八十六号）が公布されました。なお、官報は栃木県行政書士会館にありますので、ご覧になりたい方は事務局までお問い合わせ下さい。

※平成１７年７月２６日官報号外第１６８号
※「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成十七年法律第八十七号）も公布されております。

○法務省ＵＲＬ：　http://www.moj.go.jp/

事務連絡
平成１７年７月２６日

各 単 位 会 長　様

社労税務経営部
部長　礒田　都貴代

「有限責任事業組合契約法の施行令案」について

日業連社労税務経営部より下記のとおり情報提供させていただきます。

記

本日「有限責任事業組合契約法の施行令案」が経済産業省経済産業政策局産業組織課よりプレスリリースされました。
つきましては、以下のサイトで閲覧できますので、ご確認願います。
また、有限責任事業組合契約法の概要を別添資料として送付いたしますので、こちらもご参考に願います。

○経済産業省ＨＰ
・有限責任事業組合契約法の施行令案
http://www.meti.go.jp/press/20050726001/20050726001.html

・有限責任事業組合制度（ＬＬＰ）の創設につてい
http://www.meti.go.jp/policy/economic_oganization/llp_seido.html

以上
（事務局／業務課　小川）

有限責任事業組合契約に関する法律について

―共同事業ための新しい組織、ＬＬＰ制度の創設―

平成１７年６月
経 済 産 業 省

１．法律制定の目的

（１）海外では、創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業を振興するため、ＬＬＰ（Limited Liability Partnership : 有限責任組合）やＬＬＣ（Limited Liability Company : 有限責任会社）という新たな事業体制度が整備されており、大きな効果を上げている。

【ＬＬＰなどの３つの特徴】

①有限責任制　・出資者が出資額までしか責任を負わない。

②内部自治原則　・利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されない。
・取締役会や監査役のような経営者に対する監視機関の設置が強制されない。

③構成員課税　・ＬＬＰに課税されずに、出資者に直接課税される。（ＬＬＰに法人課税が課せられた上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。）

【ＬＬＰなどの効果】

①米国のＬＬＣ　・ここ１０年間で、株式会社が１００万社誕生したのに匹敵する８０万社のＬＬＣが誕生。
・ＩＢＭ、インテルなどの共同研究、投資会社、映画製作会社などが活用。

②英国のＬＬＰ　・２０００年に創設され、１万社を超えるＬＬＰが誕生。
・ＫＰＭＧなど会計事務所、デザイン事務所、ソフト会社などが活用。

（２）ところが、我が国では、こうした３つの特徴を兼ね備えた事業体は存在しない。そこで、民法組合の特例として、出資者全員の有限責任制を定めた有限責任事業組合法（ＬＬＰ法）を制定し、３つの特徴を持つ新たな事業体制度を整備する。

	株式会社	民法組合	ＬＬＰ
有限責任制	○	×（無限責任）	○（有限責任）
内部自治原則	× 損益や権限の配分は出資額に比例 ―取締役会や監査役が必要	○ 損益や権限の配分は自由 ―監視機関の設置が不要	○ 損益や権限の配分は自由 ―監視機関の設置が不要
構成員課税	×（法人課税）	○（構成員課税）	○（構成員課税）

（３）ＬＬＰ制度の創設により、ベンチャーや中小企業と大企業の連携、中小企業同士の連携、大企業同士の共同研究開発、産学連携、ＩＴ等の専門技能を持つ人材による共同事業などを振興し、新産業を創造する。

２．法律の概要

（１）出資者全員に有限責任制を付与

① 有限責任制の導入

ＬＬＰの出資者は出資額の範囲までしか責任を負わないこととする。

② 債権者保護規定の整備

有限責任制の導入に伴い、債権者保護を徹底する。

- 有限責任事業組合契約の登記
- 財務データの開示
- 債務超過時の利益の分配の禁止

（２）内部自治の徹底

① 柔軟な損益や権限の配分

出資者の間の損益や権限の配分は、出資者の労務や知的財産、ノウハウの提供などを反映して、出資比率と異なる配分を行うことができる。

② 内部組織の柔軟性

ＬＬＰの業務執行者に対する監視の在り方は、出資者の間で柔軟に決めることができる（取締役会や監査役など監視機関の設置は強制しない）。

（３）共同事業性の確保

- **業務執行への全員参加**

ＬＬＰの意思決定は、原則、出資者全員で行い、出資者全員が業務執行に参加する。

（ＬＬＰに関しては、ＬＬＰ段階では課税せず、出資者に直接課税する仕組み（いわゆる構成員課税）が適用される予定。）

研 修 会 開 催 の お 知 ら せ

標記の件につきまして下記のとおり研修会を開催致しますのでご参加下さい。
下記申込書にて事務局までＦＡＸ（０２８－６３５－１４１０）でお申込下さい。

記

○ 場　所　栃木県行政書士会館
○ 受講料　一科目につき５００円

日　時		科目・研修内容	講師(敬称略)
平成 １７年	８月３０日(火) 13:30～15:00	１科目目：土地利用に関する行政手続きの行程	前澤眞一
	15:30～17:00	２科目目：農地法他	前澤眞一
	９月２０日(火) 13:30～15:30	LLP 法 「日本版 LLP－有限責任事業組合制度の概要」	渡辺良樹
	９月２７日(火) 10:00～11:00 11:00～12:00 13:00～14:00 14:00～15:00	基礎研修 １時限目「行政書士の取扱う主要な業務の概要」 ２時限目「受託から業務遂行の注意点と遵守義務」 ３時限目「報酬額について」 ４時限目「事務所経営の指針」	未定

【 法定業務研修 DVD 研修会（遺言･相続･遺産分割） 】

○ 場　所　栃木県行政書士会館
○ 日　時　平成１７年１１月１日（火）10:00～17:00
　　１１月５日（土）10:00～17:00
○ テキスト代　1,200 円
○ 詳細未定
※ テキストを発注する都合上、研修会にお申し込みされて、当日参加できない場合もテキスト代はいただくことになりますのでご了承願います。
※ 法定業務研修の認定を受ける予定ですので、効果測定の結果、日行連会長と研修センター所長の連名で修了証書が発行されます。

※　未定につきましては、次号行政とちぎでお知らせします。

研 修 会 申 込 書

平成１７年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

８月３０日（土地利用）			
８月３０日（農地法）			
９月２０日（LLP 法）			
９月２７日（基礎研修）		昼食	
１１月　１日（法定業務研修）		昼食	
５日		昼食	

※　参加希望の研修科目に○印をつけて下さい。（昼食ご希望の方も○印をつけて下さい。）

平成１７年度行政書士試験要項（抜粋）

１．試験の日時

平成１７年１０月２３日（日）

午後１時から午後３時３０分まで

※午後０時３０分から受験上の注意等の説明を行います。

２．試験の場所（栃木県）

宇都宮大学 峰キャンパス

（宇都宮市峰町３５０）

３．試験科目

（１）行政書士の業務に関し必要な法令等

行政書士法（行政書士法施行規則を含む）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成１７年４月１日現在施行されている法令に関して出題します。

（２）一般教養

※出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

４．受験願書用紙の配布先（栃木県）

・（財）行政書士試験研究センター

・栃木県総務部文書学事課

（宇都宮市塙田１－１－２０）

・栃木県行政書士会

（宇都宮市西一の沢町１－２２）

５．受験申込み

（１）受験手数料の払込み

受験手数料７，０００円を受験願書と一緒に配布する所定の払込用紙により郵便局の窓口で払い込んでください。<u>一般の払込用紙及び機械による払込みは受付できません。必ず所定の払込用紙により払い込んでください。</u>

受験手数料は、受験願書の受付締切日平成１７年８月３１日（水）までに払い込んでください。

（２）受験願書の郵送

提出先（財）行政書士試験研究センター

「受験願書の書き方、確認事項及び記入例」にしたがって受験願書に所定事項を記入し「受験者の顔写真」と受験手数料の払込みに係る「郵便振替払込受付証明書受験願書貼付用」を所定欄に貼付して、受験願書と一緒に配布する封筒（郵送先は印刷されています）により受付期間内に郵便局の窓口で配達記録郵便の手続を行ってください（ポストに直接入れないでください。）。

<u>※都道府県庁、事務所・出張所及び行政書士会等での受付は行いません。</u>

（３）受付期間

平成１７年８月１日（月）から８月３１日（水）まで。

受験願書の郵送については、この期間内に郵便局の窓口で配達記録郵便の手続を行って下さい。<u>受験願書は、８月３１日（水）（受付締切日）の消印のあるものまで受け付けます。</u>

６．受験票の交付

受験票は、平成１７年９月下旬に発送します。試験当日、試験場に必ず持参してください。

７．合格発表

平成１８年１月１９日（木）午前９時から合格者の受験番号を当センター事務所の掲示板に掲示するほか、受験者全員に合否通知書を郵送します。

８．連絡先（問い合わせ先）

財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒１００－００１２

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館１階

電話番号（試験専用）

０３－５２５１－５６００

◎詳細については試験案内をお取り寄せ下さい。

おじゃましま～す！

今月は、宇都宮支部の清水幸敏先生のお宅（事務所）におじゃまさせていただきました。広報部副部長でもある清水先生の魅力を今回、紹介させていただきます。

１．氏　　名　　清　水　幸　敏
２．事　務　所　　宇都宮市瑞穂１－７－１１
３．入会年月日　　１９８５年１２月２日
４．入会の動機　　測量関係の事務所に勤務していたので、行政書士の仕事には抵抗なく入れた。
５．専業・兼業　　専業
６．得意業務　　自動車登録・一般貨物、相続・会社設立
土地許認可申請等
７．行政書士になって良かった事
遅くまで仕事ができる、然し昨今贅沢な話であるが辞め時も難しい。
８．ご　家　族　　奥様と子供３人は独立
９．趣　　味　　旅行、ドライブ、読書、物書き、植木
１０．好きな場所　　京都・奈良

※取材を終えて※

昨日（７月２６日）の台風が去り、今日は台風一過の暑い日差しになりました。

家の目の前を江川が流れ、庭にはアゲハ蝶が飛び、静かで閑静な住宅街にご自宅がありました。

お生れは三重県伊勢近郊の度会町、その後東京へ。東京から宇都宮の大塚町にこられて３６年、瑞穂に越して来られてからは２１年が経つそうです。なぜ、東京から栃木へ・・・最初は「いや～どうしてかな」と言っていらしたのですが、奥様にご実家をお聞きすると、なんと烏山だそうで、それで納得！愛妻家なのですね。

愛妻家の話にはもうひとつあって、趣味の旅行では､全国各地を奥様と一緒に行かれるそうです。車で行かれる事が多く、遠くは青森県弘前まで、なんと走行距離１５００～１６００キロ。これには驚きです。

旅の記録は必須！ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、清水先生が自主発行していらっしゃる冊子があります。その内容の一部を時々会

報のアドちゃん談話室に掲載させていただいておりますが、これがみごとなもので、写真・文章・編集・製版まですべてお一人でされています。私も会報を作っていますので、かなり刺激をうけますし、勉強にもなります。

ちなみに、先生がペンネームにしている「度会敏」は生まれ故郷の度会からとっているそうです。

今年、ボランティア組織の瑞穂台江川愛護会を立ち上げて１０年になり、去る５月２６日に栃木県河川愛護連合会から１７年度河川愛護功労団体表彰を受けられ、地域の活動にも意欲的に取り組んでいらっしゃいます。

清水先生をもっとお知りになりたい方はインターネット、ブログ『みずほの文庫』
http://blog.livedoor.jp/simizukobin/archives/25730783.html を開いて是非ご覧になってみて下さい。　　（広報部）

栃木県河川愛護会からの表彰状

清水先生発行の冊子

支 局 情 報

【足　利】

足利支部理事会開催

足利支部理事会開催

７月２日（土）午後６時より、足利市民プラザにおいて、足利支部理事会が開催されました。

１．報告事項

(1) 県人事役割担当

(2) 新人会員３人

(3) 六士会研修会参加者報告

２．今年度事業計画

(1) 相続に関する事業

（案）相続無料相談会の実施

(2) 無料相談会

（案）昨年に引き続きフリーマーケットへの参加

(3) 支部研修会

（案）相続に関する研修

具体的内容・実施時期等については、次回の支部理事会において図る。

理事会終了後に懇親会を開催し、更に情報交換等を行い散会しました。　　（支局長　金井善久）

【那　須】

那須支部役員会

平成１７年７月８日（金）午後４時３０分より黒磯ウエディングシャトウクリスタル会議室にて、役員９名の出席をもって役員会を実施した。

次の議題について協議する。

１．支部会員親睦旅行実施計画について

４案の中から、群馬伊香保システィーナ美術館他を見学（期日後日決定）

２．支部業務研修計画について

３業務の中から講師の都合を配慮し、８月下旬～１０月を目途に実施する。

３．制度推進部事業（行政書士無料相談会等の実施について）

昨年の相談件数等を踏まえ、１０月法の日を目途に定着された相談日を設定できないか。

篠原支部長、田渕事務局長進行、説明のもと、役員諸氏の熱心な協議のもと終了した。

（支局長　君島　健司）

【小　山】

三士会合同ハイキング開催

平成１７年７月９日（土）司法書士会・土地家屋調査士会・行政書士会合同によるハイキングも本年は通算１２回目を迎えました。テーマは「２００５年　ゆっくり木道を歩こう　ハイキングでこんな楽なコースはない」と大勢の参加を見込み、大型バスを手配して頂きました。しかし残念ながら集まったのは総勢２１名。梅雨の最中一路（梅雨雲は山の下といわれる）奥日光へ。

竜頭の滝からハイキングスタート。滝上から赤沼まで林道を抜けて、戦場ヶ原を湯川に沿って木道を歩く。付近にハクサンフウロやトラノオ・ウマノアシガタなど可愛い花を見つけて笑顔がこぼれる。さらに川の流れや倒木など自然の美しさを満喫しながら泉門池へと進み、ここで昼食休憩。担当者から味噌汁とコーヒーが配られる。男性会員がよりたくましく見えるときである（?）。ひんやりとした空気の中で会話を弾ませながらの食事は格別。一息入れたら目指すは終点、湯滝。若干軽くなったリュックと足取りでまもなく全員が元気に到着。水量の増した湯滝のしぶきを心地よく感じて記念撮影。がここで石楠花が見られるかもしれないという情報に、あとひとふんばりと湯滝を登り、湯の湖畔を湯元まで歩いた。

お互いを気遣い、元気付けながら結局約５時間の行動となった。石楠花はすでに終わりちょっと残念ではあったが、その疲れも天然のかけ流し温泉で癒すことが出来た。心配された天気は降られることも無く、ハイキングにはもってこいの気温でした。

いつも気後れしているあなた、次回はぜひ参加してみて下さいね。きっと良い思い出が出来ますよ。　　（報告文　　会計：関　比佐江）

※http://gyoseioyama.nce.buttobi.net/

こちらから小山支部HPを開き、左側の目次より「活動報告」をクリックすると他の写真もご覧になれます。

支局かわら版

タカラジェンヌ

―鹿沼支部―

特に女性の方では、知る人ぞ知る、あの有名で華やかな舞台の、宝塚歌劇団に、管内の西方町から、栃木県で初のタカラジェンヌが誕生していますので、ご紹介を兼ね、タカラヅカの豆知識と一緒に掲載しました。

芸名は、「晴華みどり」と申しまして、西方町大字金崎に生まれ、国学院栃木高校から、宝塚音楽学校８７期生に合格し、２００１年４月に宝塚歌劇団に入団、宙組み公演「ベルサイユのばら２００１」にて初舞台を踏み、雪組に所属し、夢・感動を伝えるヒロインとして、いろいろな舞台に出演、２００３年７月には、宇都宮文化会館の公演、２００４年２月は東京特別公演、去る７月の新人公演では、ヒロインに抜てきされる等、大活躍をしており、将来が有望視されています。

なお、愛称は「かおり」ちゃんと呼ばれております。

豆 知 識

＊ 宝塚歌劇団は、大正３年に「宝塚少女歌劇団」として旗揚げし、昭和１５年、現在の名称となり、阪急電鉄㈱歌劇事業部に所属しております。

＊ 本拠地は、兵庫県宝塚市にあり、大劇場を中心に、温泉や手塚治虫記念館等、観光施設があり「タカラヅカ」一色の町です。東京日比谷にも「東京宝塚劇場」が、２００１年にリニューアルオープンしましたが、付近はいつも観客や「入り待ち」「出待ち」をするファンで賑わっております。

＊ 宝塚歌劇団には、夢の世界を生み出す５組＋専科があり、花と月組は１９２１年に、雪組は１９２４年、星組は１９３３年、宙組は１９９８年に作られ、１組の生徒（団員とは言わない）は８０名で構成されています。専科は特定の組に属することなく、舞台のスペシャリスト集団です。

＊ 歌劇団に入るには、まず宝塚音楽学校に入学しますが、入学試験は「東の東大、西の宝塚」と言われるほど厳しいもので、受験資格は、１５歳から１８歳までの「容姿端麗」な女子と、明記されております。
めでたく入学できても、その後２年間大変な授業（特訓）が控えており、「すみれ寮」に入り、「清く・正しく・美しく」の精神を身に付けます。
学校を卒業すると、卒業式当日に入団式があり、劇団の指示により各組に配属され、その日から劇団生として舞台に立ち、男役・娘役（女役とは言わない）となり、この時から「タカラジェンヌ」と呼ばれます。劇団生は入団１年目は研究科１年生「研１と言う」、２年目研２と呼ばれ、研７までは新人です。ある年齢に達すると、退団することを「卒業」といいますが、専科として残ることも出来ます。劇団の規律は、とても厳しく１年でも早く入団した生徒には、人気、年齢にかかわらず、上級生として尊敬し、絶対服従です。

（支局長　山ノ井一男）

日政連の幹事会について

日本行政書士政治連盟の第３回幹事会は、７月２１、２２日の両日に亘り日行連会館地下会議室で開催されました。その概要についてを報告いたします。

２１日は午後３時から幹事５１名中　５０名の出席で会議成立、議案審議に先立って宮内会長は、現在国会で郵政民営化法案に関し総選挙も予想されるが、日政連としてはこれに対応する心構えを持つと同時に、先の大会で決議を得た新方針について運営推進を図って行くと所信を述べ幹事各位の協力を要請した。

次に山田幹事長は、政府に於ける行財政改革や、ＡＤＲ、電子申請等書士会を取り巻く諸懸案事項について、会の利益をもたらすべく努力をする旨述べた。

当幹事会の議題は次の通りです。

１号議案　常任幹事の選任

２号議案　各委員会の編成

３号議案　平成１７年度運動方針の具体的推進案

外に承認事項１件です。

会議は宮内会長が議長となり、１号議案と２号議案を一括議題として提案、執行部から常任幹事選出と委員の編成が示された。これを諮り執行部原案通り承認された。

委員会の構成は総勢、組織広報・財務・国会等対策・法改正と道路運送車両法一部改正反対のプロジェクトの６委員会で、その内栃木会は国会等対策の特別委員会所属となった。

第３号議案　平成１７年度運動方針の具体的推進策は、先の定期大会で決議された事項について

委員会毎に分担された業務案に対する各分科会方式により協議検討をして、その集約を全体会議の第２日目に報告することになった。午後５時委員会を閉じ、午後６時からエクセル東急に移り懇親会が催された。この懇親会では参席者全員に一言所信発表があり、和気あいあい会員相互の交流が深まり意義ある会であった。

次に第２日目の２２日は午前１０時１５分から幹事４５人の出席により開会、先の大会で決議された事項で委員会の協議に付した事案は次の通りです。（運動方針）

Ⅰ　基本方針

１　行政書士制度の充実と行政書士の社会的地位の向上をめざす。

２　国会対策と選挙の取組みを強化する。

３　組織の強化と財政の確立を図る。

Ⅱ　運動の具体的方針

１　行政書士法改正の推進

２　各政党との連携を深め、行政書士制度の充実、発展を図る。

３　国会議員、地方議員に対する行政書士制度のＰＲ活動。

４　司法制度改革等への対応。

５　道路運送車両法一部改正阻止の継続。

６　職域の確保、拡大による行政書士の社会的地位の向上。

７　次期衆議院議員選挙への対応。

８　地方選挙への対応。

９　組織の強化と財政の確立。

以上の事項について各委員会で討議検討した結果を今後の推進案として全体会議に報告。

これに対し質疑が行われた。質疑では先の定期大会で議論された件の再燃で、特に会費、ＡＤＲでの運動の遅れや批判的な指摘であったが、執行部での今後の方針の拡充答弁を得て、賛成多数で運動方針は承認された。

特に所属した特別委員会では、国会等への運動が執行部のみの対応であったのを、今後は一般委員も加え関係地方選出国会議員への運動と、名刺を配分してＰＲに一段と効果ある配慮することを報告に盛り込んだこと。

次に法改正に対する件は、日行連での承認された事項であり全員承認し、正午終了散会した。

（日政連幹事　秋田　豊）

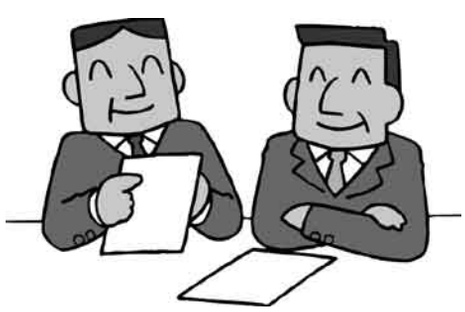

行政書士会と運営協議会の警察署表敬訪問

平成１７年７月７日(木)、８日(金)、１４日(木)の３日間にわたって栃木県行政書士会の浅野会長と運営協議会の渡邊会長、佐藤副会長、松本副会長、小林副会長が栃木県内の２３警察署を表敬訪問しました。

全走行距離６００ｋｍを越えるハードな行程ではありましたが、実りある訪問をすることができました。

各警察署でよく話題に出るのが市町村合併による影響についてです。県内の警察署の統廃合や管轄変更などについての話題が多く話されました。一県民としても今後の警察署の統廃合などの動向を見守って行きたいと思います。

最後に、各警察署との連絡を取って頂き、ご足労願いました各車庫証明センターの関係者には紙面を借りましてお礼申し上げます。

（運営協議会　小林幸雄）

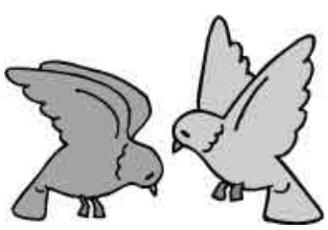

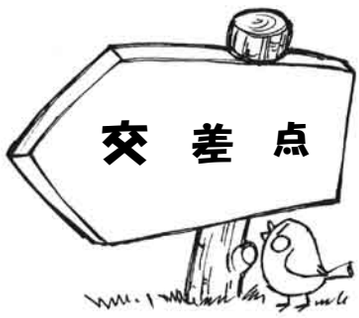

栃木県自動車販売店協会との連絡協議会開催

平成１７年７月７日（木）栃木県自動車会館において栃木県自動車販売店協会と栃木県行政書士会との連絡協議会が開催されました。

自動車販売店協会からは、荻原副会長、小平副会長、鈴木専務理事が出席、行政書士会からは、浅野会長、宮嶋副会長が出席、運営協議会からは、渡邊会長、佐藤副会長、松本副会長、小林副会長が出席しました。

会議の中では、今年度の自動車販売状況や４月から始まった車庫証明の委任状添付による申請件数の推移などについての情報交換が行われました。

今後も、自動車販売業者と行政書士のより良い関係を保ちながらお互いに発展していくことを確認して会議を閉会しました。

（運営協議会　小林幸雄）

税務署からのお知らせ

路線価図等が８月１日（月）から公表されます

◎　平成１７年分の相続税や贈与税などの土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率は、８月１日（月）に国税庁ホームページに掲載するほか、全国の国税局・税務署で公表されます。

国税庁ホームページアドレス　http://www.nta.go.jp
関東信越国税局ホームページアドレス　http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp

●　関東信越国税局管内の税務署の路線価図等の設置状況は以下のとおりです。

設置種別／設置署	関東信越国税局管内	東京国税局管内	その他の国税局管内
国税局、水戸、宇都宮、前橋、浦和、新潟及び長野署	○	○	○
川越、川口、西川口、大宮、所沢、春日部、上尾、越谷及び朝霧署	○	○	×
上記以外の署	○	×	×

詳しくはお近くの税務署（資産課税（担当）部門）までお尋ねください。

釣紀行16

真夏の太陽が照りつける中、今日のパートナーの愛息Ｉ君と県内の川で、早朝からの釣りを楽しんだが、そろそろ昼食をとろうと、川沿いの道路脇に太いモミジの古木が枝を目一杯のばした木陰に車を止め、１m程の高さの石垣を背中にし、ピクニックシートの上に座った二人、すぐに弁当をほお張り、川のせせらぎを目にしながら、今日の釣りの話をしていたが、残念なことに釣果ははかばかしくなかった。

そのとき目の前にスズメバチが一匹飛んできた。うるさいと、私は傍に置いてあった帽子を手に、スズメバチを追い払った。食事を再開していると、又スズメバチが一匹飛んできた。「さっきの蜂か、やけにしつこいな、弁当のオカズに興味でもあるのかな」などと言っているうちに、蜂が二匹になって目の前１m位前のところで数字の８を横に書いているように飛んでいる。「ヤバイ！」直感的にそう思った私は、すぐ上のモミジの木を見つめハチの巣があるか確かめたがなかった。おかしいと思い私達が背もたれにしていた石垣をフト見ると、私の左肩約30ｃm位のところに500円玉位の穴があり、先程のスズメバチが１匹入っていった。「ギョ！」スズメバチの巣が石垣の中にあったのだ。それも自分達の座っているすぐ後ろに。蜂を追い払うなんてとんでもないことをしでかしたものだ。このままだとスズメバチに刺され、二人ともイボガエルのようになってしまう（実際は、病院かあの世行きだ）。Ｉ君にゆっくりと車の中に入るように言いつつ、その間も私の回りで威嚇して飛んでいるスズメバチを刺激しないようにして、しゃがみこみながら広げていたシートの端を持ち車の後ろへゆっくりと引いていった。紳士的なスズメバチは巣穴への出入が自由になったのか、飛び方が静かになった。車に戻り食事場所の移動となったが、車のエンジンをかけるまで窓が開いているのに気がつかなかった。車の中まで彼らに追いかけられたら後の祭りだったのだ。

話は変わり、９月になりハツタケが出始めたという情報をもとに、丁度私の背丈ほどのまだ植林されて何年も経っていない松林に入っていった。等間隔に植えられた松ノ木の根元や枝下のススキをかきわけ、ハツタケを探しながら奥へと進んでいった。時期がまだ早いのか、まだ小さいキノコが何個かあるだけだった。もっと奥へと歩き出した時、スズメバチがブーンと回りを飛んでいる。最初は１匹だったが、注意してよく見ると２、３匹とだんだん多く飛んでいるのがわかった。近くに蜂の巣があるのではと、目を凝視して回りをぐるりと見回すと、進行方向６m位先の松ノ木の枝の私の膝くらいの所にサッカーボール位の大きさのスズメバチの巣があった。そこから出入するスズメバチが私の回りを飛んでいたのだ。それに気がつかず、余所見をしてこのまま進んでいたら蜂の巣を蹴飛ばしてオウンゴールとなるところだった。この年齢に駆け足はキツイなと独り言をいいながら、静かにその場を後にした。・・・心無罫礙、無罫礙故

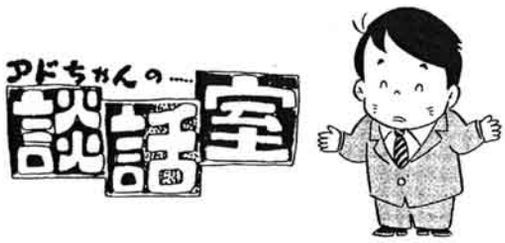

木子　岩魚

熊さん八っつぁんのパソコン談義

熊／いきなりだけど、ブログって知ってるかい？
八／「付録」が、なまって「ブログ」ってわけないよなぁ。
熊／なんだかさ、ホームページに似ているってやつもいるし、告知板みたいなもんだってやつもいてさ。そもそもどんなときに使うんだい？
八／なんでもよ　パソコンのインターネット上で使うものらしいぜ。
熊／「チャット」ってのもあるらしいが、おいら「チャット」って言ったら甘いモンしか浮かんでこないぜ。
八／そりゃそうさ。宇都宮に住んでいたら、そうなるよ。
熊／第一よ、「クールビズ」って何なのさ。
やっと、釘とビスの違いがわかったばっかりなのに、新種のビスかぁ？
八／「ビス」じゃねぇよ　「ビズ」。

熊／おいら「冷たい釘」なんてさ、釘が冷えててもしょうがねぇなぁって思ってたんだ。
八／服装のことだってさ。おれたちゃ　いつだってこのいでたちだからよ、関係ないっちゃぁ関係ないけど、 ビジネスマンは暑さに弱いわけよ。
熊／でも、おれたちも働くビジネスマンだろ？
八／まぁな。暑さに強いビジネスマンだな。
熊／汗をかかなきゃ強くなれねぇってとこだ。

・ブログ（Blog）
日々更新される日記的な形式のＷｅｂサイトのことです。形が基本的に決まっているため、ホームページと比べると作りやすいのが特徴で、読者が投稿できる掲示板機能や他のブログとの連係機能等があります。現在、ニュース論評・個人のエッセイ・議論の場等の様々なブログが登場しています。

・チャット（chat）
インターネットなどにアクセスしている人同士が文字を使い、画面上で会話することをいいます。掲示板とは異なり、参加している人にしか発言は見えません。簡単に言うとキーボードを使ったおしゃべりということです。

・クールビズ（COOL BIZ）
環境省が提唱した夏のノーネクタイ・ノー上着ファッションのことです。「ビズ」というのは「ビジネス」から来た造語です。皆さんも夏のエアコンの温度設定を28℃にし、温室効果ガスを削減しましょう。僕は諸事情によりずっとこの服装ですが…。

KOMOREBI

木もれび

合併後の那須塩原市

栃木県の北部、首都圏から１５０㎞、県都宇都宮から約５０㎞新幹線那須塩原駅を中心に１１万５千人の人口、面積５９２㎢の那須塩原が、大きな期待の中、７ヶ月が経過いたしました。

合併にあたり執行者の言葉に、新生、誕生とは、新しい、輝く、喜び、祝い、などという前向きで明るいイメージがある。

また“夢”や“希望”という未来への期待も抱かせてくれるものであると、決意も新たにしていると拝聴してきました。

この那須塩原市の指針に「新市建設計画」に自然と共生するまちづくり、都市のステップアップを支える社会基盤づくり、快適な生活空間づくり等々、多方面に亘り充分網羅されている。

しかし、その中味は地方を取り巻く環境は、景気の回復に一筋の光明が見えたというものの、国と地方の税財政の三位一体改革では、国庫補助金の削減に見合う税源の移譲はなく、予断を許さない厳しい状況に置かれていると思います。

私達の意図した、数々の願いと期待も、昨今の状況からも、厳しい対応が迫られています。

地域の組織に入り数々の事業や活動に参画しているが、行政からは格差のある中味であり、他の地域等の比較が当然出て来る。

合併前の良否は今後の対応による判断か、集会等によくでる言葉です。

私達は、議会傍聴をすることが行政を知る早道と思っています。

高齢者の多い各種団体の中で行政書士は、資格がいるから専門職かと聞かれる、私は便利屋ですと答えたら、玄関の戸が凍って開かないのでなんとかして欲しいと言われ、家の温泉をホースで引き処理した（２月のでき事）

帰りに私も９０方に近いから、相続の仕事を依頼され、又次の相談も・・・・政治、行政に強く興味をもつことはほどほどに、が最近の心境です。

支局長ってあまり自信のない私です。よろしく。

（那須支局長　君島健司）

表紙写真　大瀬橋

県内には、前号掲載の日光神橋を初めとして由緒ある名橋や近代的な橋など、多々ありますので、順次紹介することにいたしまして今回は、時節柄若あゆ躍る、清流那珂川に架かる『大瀬橋』を取り上げて見ました。大瀬橋は、橋脚が長く平水時、橋げたから水面まで約３０メートルあり、足長で美景な橋であります。（橋下、やな場の観光客がゴマ粒の如く写っている）

橋を挟んで右岸たもと北側には、自称那珂川随一の大瀬観光やながあり同南側には、沢がにが生息し、近郷近在の者が『ご来光を拝する』鎌倉山がある。

また、橋の東方約４００メートルの道沿いに『そばの里まぎの』があって予約すれば、そば打ち体験も出来ますので機会がありましたら挑戦してみていかがですか。

記

・所在地　　芳賀郡茂木町大瀬１７－５
　　（左岸は、茂木町牧野である）
・完成（開通）　昭和５３年５月２７日
・全　長　　２０８．９５メートル
・橋の型式　トラス型

※大瀬橋が架設されるまでは、渡し舟で往来していた。

当時、付近には大瀬、牧野、大藤、小深、生井の５渡し場があったが、大瀬橋、大藤橋の架設により、平成１６年末生井の渡し場が最後で全て廃止となった。

経 営 状 況 分 析

国土交通省登録経営状況分析機関（登録第８号）**(株)ネットコア**

URL　http://www.netcore.jp

分析手数料 **１３，０００円(税込)**

（基準決算の売上高 100 億円未満
分析結果：３営業日以内発送）

郵送料(配達記録郵便：450～720 円)は不要です。

□ 分析結果通知書は、書類の不備がない限り、即日～３営業日以内に発送します。
（提出書類につきましては、ホームページ又は、資料をお取り寄せのうえご確認ください。）

□ 分析申請書類は、郵便による他、平日午前９時から午後５時まで受付けいたします。

＜代理申請者特典＞（当分析センターに代理申請者(登録料無料)として登録した会員の特典）

特典 1. 経審申請書類作成システム(¥30,000)を無償提供。(経審関係の全申請書類、財務諸表、決算変更届)
特典 2. 財務諸表作成システム「財表太助」(¥50,000)を無償提供。(建設業法様式に自動変換･自動税抜き)
特典 3. 経審の最新情報と経審コンサルのためのセミナーに無料ご招待。(年４回開催)
特典 4. 経営状況分析結果の評価分析グラフ(レーダーチャート)を通知書と共にご提供します。
特典 5. 総合評点（Ｐ）のシミュレーションサービスを行ないます。
特典 6. 経審／評点アップシミュレーションシステム「経審太助」を会員特別価格にてご提供いたします。

経審セミナー

□開催日時　第４回　**平成１７年８月２３日（火）１３：３０～１７：００**(受付:13:00～)
□会　　場　コンセーレ(栃木県青年会館)宇都宮市駒生 1-1-6　TEL 028-624-1417
□テ ー マ　・経審制度の現状と動向　・経審制度の解説と評点アップの具体策
・経審申請書類と財務諸表の正しい作り方　・経審申請書類作成システムの使い方
□受 講 料　無 料（定員３０名･先着順にて受付）

代理申請者登録申込書兼セミナー申込書

＜H17.8.23 開催分＞

(株)ネットコア 行　　申込日:平成　　年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ		ﾌﾘｶﾞﾅ	
事務所名		所 長 名	
ﾌﾘｶﾞﾅ			
所 在 地	(〒　　－　　)		
T E L	(　　)	F A X	(　　)

FAX 028－649－0303

Net-Core **株式会社ネットコア　経営状況分析センター**(経営状況分析センター担当 金藤･飯塚･石川)
〒320-0851 宇都宮市鶴田町 931-1　ｸﾚｲﾝｽﾞ 21 1F-A　TEL 028-649-0111　FAX 028-649-0303

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成17年7月31日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	宇都宮	１８８３	H17.7.1	320-0851	宇都宮市鶴田町97-37	028-648-5957	
	山崎　竜	05121419					

【退　会】　訃報　宇都宮支部　橋本洋会員・印南清邦会員のご冥福をお祈り致します。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
芳賀	黒子正雄	Ｈ 17. 7. 5	廃業	塩那	星鉄雄	Ｈ 17. 7. 12	廃業
宇都宮	橋本洋	Ｈ 17. 7. 26	死亡	宇都宮	印南清邦	Ｈ 17. 7. 26	死亡

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
宇都宮	齋藤美一	１１２７	事務所名称	行政書士齋藤法務総合事務所

お　知　ら　せ

平成17年度
行政書士試験監督員の募集について
５０名

平成１７年１０月２３日（日）宇都宮大学において行政書士試験を実施するにあたり、試験監督員の募集を致します。

ご協力いただける方は、支部名・氏名をご記入の上、**８月３１日までに必ずＦＡＸにて**事務局までご連絡下さい。

応募者多数の場合は、抽選とさせていただきますことをご了承下さい。

なお、行政書士試験前に開催する説明会及び、試験当日に出席できる方に限ります。

説明会予定日
１０月１４日（金）
ＰＭ３：００～５：００

Server管理者が変更になりました！

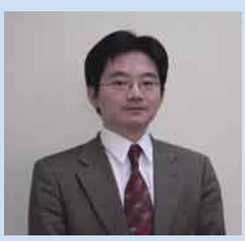

今年度から、栃木県行政書士会サーバー管理者が新しく生まれ変わりました。

宇都宮支部理事で広報部員の田代先生です。

今年度から広報部では、サーバーの管理を含め、ホームページの管理も受け持つことになったことにより、「サーバー管理運営規程」により、広報部長が田代先生を指名いたしました。ホームページ更新及び、ioffice の今後の活用にご期待下さい。　（広報部）

９月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１７年９月１２日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：小林幸雄・小平裕一

編集後記

私は、期するところがあり、今期広報部を希望してその末席を汚がしている新参です。初めての編集会議に臨んで前任の方々が大変ご苦労を重ねていたことを身にしみて感じ入りました。

校正に当たっては、寄稿者の意図が間違いなく表現され、伝えられるよう完ぺきを期し、魅力ある、待たれる、読まれる『行政とちぎ』の編集に務めますので、皆様の限りないご助力をお願い申し上げます。　（大石）

行政とちぎ８月号 No. 344
発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）